

令和3年

文教委員会会議録

とき 令和3年7月6日

品川区議会

令和3年 品川区議会文教委員会

日 時 令和3年7月6日(火) 午前10時00分～午後0時31分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 あくつ 広王 君 副委員長 湯澤 一貴 君
委員 松澤 和昌 君 委員 つる 伸一郎 君
委員 安藤 たい作 君 委員 吉田 ゆみこ 君
委員 松本 ときひろ 君

出席説明員 中 島 教 育 長 米 田 教 育 次 長
有 馬 庶 務 課 長 工 藤 指 導 課 長
柏 原 子 ど も 未 来 部 長 廣 田 参 事
(子ども育成課長事務取扱)
加島児童相談所移管担当課長 伊 東 子 育 て 応 援 課 長
小 林 施 設 整 備 課 長 高 梨 公 園 課 長

○午前10時00分開会

○あくつ委員長

ただいまより文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

なお、請願・陳情審査に際し、後ほど施設整備課長および公園課長にもご同席いただきますので、あらかじめご了承ください。

本日の委員会も、これまで同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、適宜入替えを行いながら進めてまいります。

そのため、所管質問につきましては、会議の効率的運用の観点から、なるべくご配慮をいただきたいと思っております。その上でなお、ご発言を希望される方は今の時点でお申し出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田委員

文教委員会のところになると思うのですがけれども、安藤たい作議員の最初の質問、「ワクチン、大規模検査、十分な補償などコロナ収束に集中を 感染リスクを広げ国民の命を危険にさらす東京五輪は中止を」というご質問の中に、学校連携観戦プログラムの中止を求めるという趣旨のご質問があったと思うのですが、区長のご答弁でしたが、区としてのお答えは、結局進めるという方向なのか、ご答弁の趣旨がはっきりしないように感じましたので、結局やるということなのか、それともどうということなのか、再度確認をさせていただきたいと思えます。

○あくつ委員長

どうでしょうか。その件に関して理事者からご答弁は、よろしいですか。

もう1回整理しますと、安藤たい作議員の一般質問で、「ワクチン、大規模検査、十分な補償などコロナ収束に集中を 感染リスクを広げ国民の命を危険にさらす東京五輪は中止を」の項目の中で、一般質問項目に関連して、学校連携観戦プログラムについて、それから少し時間もたっていますけれども、もう少し細かい答弁をお聞きしたいということなのですが、この点に関して教育委員会はいかがですか。また少しご答弁していただけると。では、明日の委員会で、理事者のご答弁をいただきたいと思えます。

以上で本件を終了いたします。

本日は、1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

あわせて、本日、写真撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に許可するかしないかを判断するため、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。これまでの通例としましては、議題に入る前の撮影を許可している状況です。

それでは、それぞれご意見をお願いいたします。

○松澤委員

許可いたします。

○あくつ委員長

それは冒頭でということによろしいですか。

○松澤委員

はい。

○つる委員

通例どおり、冒頭でいいかと思えます。

○安藤委員

自席であれば、いつでも撮影はいいのではないかと。本会議と同様、冒頭のみに限らず、いつでもいいと思えます。

○吉田委員

生活者ネットワークとしても、冒頭に限らず、写真撮影であればいつでも許可でいいと思えます。

○松本委員

私も、冒頭に限らず、自席であれば、いつでも撮影して構わないと考えます。

○あくつ委員長

副委員長、どうですか。

○湯澤副委員長

私も、通例どおり、冒頭で行うのでよいかと思えます。

○あくつ委員長

今ご意見を伺いましたところ、3人と3人で、冒頭と、それに限らずということでしたので、では、私のほうで、通例どおり、議題に入る前のみ写真撮影は認めるということにさせていただきたいと思えます。

また、撮影につきましては、自席から窓側に向かったアングルで撮影していただきますようお願いいたします。

それでは、写真撮影の申請をされた方は、撮影をお願いいたします。

[写真撮影]

○あくつ委員長

よろしいですか。

1 議案審査

(1) 第44号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○あくつ委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

初めに、(1)第44号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○工藤指導課長

それでは私から、第44号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

本議案につきましては、学校教育職員、いわゆる区固有教員について、これまで5級職である副校長が最上位の職でしたが、都費教員における校長職に相当する職として、新たに統括副校長の職を設置するため、給与に関する条例を改正するというものでございます。

それでは、資料、左上ステープラーどめのもの、まずは1枚目を基にしながら説明させていただきます。

それでは、「1 改正理由」について説明させていただきます。「1 改正理由」をご覧ください。

ばと存じます。品川区におきましては、独自の教育要領を定め、一貫教育や市民科、英語教育などを推進しており、教育課程を管理する校長は、法令上の職務権限に加えて大きな職責を担っているところでございます。また、特に義務教育学校につきましては、1年生から9年生までの系統的な指導を展開している中心的な存在であり、その成果と課題は次期教育要領改訂に反映されるものであります。また、義務教育学校の校長はその一翼を担う立場でもございます。

そのため、区固有教員の「統括副校長」を校長職に相当する職として、義務教育学校へ任用・配置することができれば、品川教育の推進の中心的な役割を担わせることができると考えてございます。これにより、都の人事異動に左右されることなく継続的な教育活動を展開・保障し、不断の教育改革を推し進めることにつながるものでございます。また、固有教員のキャリアプランも体系化され、人材育成の面においても効果が期待できるというものでございます。

続きまして、「2 改正内容」でございますが、現行の5級職である副校長と区分し、6級職として統括副校長を校長級相当の職として位置づけるというものでございます。そこで、2点ございます。まず（1）学校教育職員の給与に関する条例について、給料表と学校教育職員給料表等級別基準職務表へ6級を加えるという一部改正を行うというものでございます。また、2点目といたしまして、（2）給料表等の改正に伴い、学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例および学校教育職員の旅費に関する条例について、これまで5級としていた部分を、6級を合わせて、5級以上へ改めるものでございます。なお、（2）につきましては、（1）の改正条例の付則にて行うものでございます。

続きまして、「3 職務内容」でございますが、統括副校長は都費負担の校長と同等の職務を行うものであり、区独自の一貫教育等の推進を担うと考えております。現在、本来業務以外で都費校長が担っている、特に品川区独自施策の推進・調整を担うことを想定しており、この点につきましては副校長ではなし得ない責任の重い業務であるため、都費校長級と同様の給料に設定するというものでございます。

ここで、資料2枚目にA3の資料をつけさせていただきました。そちらをご覧くださいませでしょうか。中段の部分に統括副校長の職務権限・役割を示しているところでございます。配置につきましては、義務教育学校を想定しております。例えば中学校区・地域連携の部分、品川コミュニティ・スクールの推進では、統括副校長が学校支援地域本部の本部長として地域連携の要になるという役割をすることや、また、区全体の部分では、一貫教育の推進役として、次の教育要領改訂の中心的な存在としての活躍、また、教員の授業研究組織である教育会の市民科研究部の部長などを担い、推進役としてその活躍を期待しているものでございます。

続きまして、資料1枚目に戻りまして、施行期日でございます。4にございますように、令和4年4月1日を予定しているものでございます。

ご審議どうぞよろしくお願いいたします。

○あくつ委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

確認なのですが、統括副校長を義務教育学校に配置することとか、配置の先ですね、あるいは職務権限とか役割についても資料に書いてあるのですが、条例上の文言でこういうのは規定しているのでしょうかというのを確認したいというのが1点目です。

2点目は、資料の改正理由の3行目ぐらいに、義務教育学校は云々、中心的な存在であり、その成果

と課題は次期教育要領改訂に反映されるとありますけれども、これはどういう意味なのか、もう少し説明してほしいなと思ひまして、例えば教育要領改訂においては、義務教育学校というのはほかの分離校にはない特別な位置づけがされているということなのではないでしょうか。そこら辺も伺いたいと思ひます。

○工藤指導課長

2点いただきました。

まず、今回、統括副校長を創設するものでございますが、配置については義務教育学校を想定しているというところで、条例につきましても、給料表の改定をした上で、職務として5級職の上に6級職の統括副校長を定めるというところを行うものでございます。

また、中心的な存在の義務教育学校の部分でございますが、もちろん一貫教育はいわゆる連携校でも行っているところでございますが、特に義務教育学校は、その中でも1年生から9年生までが同じ学び舎で生活をしているという観点で言えば、一貫教育そのものの独自の取組も行っているところでございます。具体的には異学年での移動教室を行っているところもございまして、そういったところで、一貫教育そのもののいわゆる連続性を担保する上では、中心的な存在というふうに私ども認識しているところでございます。

一貫教育そのものというのは連携校でも十分行っているところで、それらの成果も当然のことながら教育要領の改訂には活かされるのですが、そういった意味では、前期課程・後期課程併せ持つ義務教育学校というのは、その校長が大きな職務を担っているというところで、配置を義務教育学校に想定しているということになります。

○安藤委員

分かりました。統括副校長の職務権限・役割として挙げられているのが一貫教育ということなので、それを推進、不断に進めるためにということが今回のねらいだと思ひますけれども、その中身について2点だけ伺いたいのですが、一貫教育を進めると言ひますけれども、これにより小学校6年生の役割が弱まってしまう、最高学年としての体験が乏しくなるという点、あともう一つは、小学校段階において特に重要なのが担任と子どもの関係性だと思ひますのですが、教科担任制の前倒しによって、それがちょっと弱くなってしまうのではないかとということで、教育関係者からは度々指摘されているのですが、この2点について、改めて区教育委員会としてはどのように考えていらっしゃるのか、それぞれ伺いたいと思ひます。私は、そういう点で一貫教育というのは見直すべきなのではないかと思ひているのですが、いかがでしょうか。

○工藤指導課長

2点ございました。

まず1点目、小学校でいうところの6年生、単体の小学校でいえば6年生が最上学年になるというところでの、その教育の効果等が失われるのではないかとのお尋ねでございますけれども、義務教育学校におきましても、私ども従来から「4・3・2」のまとまりという学団を組んでおりまして、例えば6年生は「5・6・7」の学団に含まれるわけでございまして。そういった意味では、義務教育学校の中でいえば、7学年が中学団の最上位になるという、その新たな役割の中で教育効果を表す部分もあるところがございまして。

また、6年生の役割というところは、例えば入学式で1年生と一緒に入場し、様々なことを最初に教えるのは、義務教育学校であれば9年生が行う。従来、単体の小学校でも6年生が行っているところはございますが、ただ、それぞれ学校における取組の中、義務教育学校の中でも、例えば運動会を前期課

程・後期課程で分けている場合は、前期課程では義務教育学校の中でも6年生としての役割を持たせるというところも取組の中では行っているところ、異学年交流の中では従来行っている部分も併せながら行っているところでございます。

そういう意味では、本区の一貫教育の中では、6年生のこれまでの教育効果に加えながら、新たな教育効果も持たせることが可能になるという点で、様々な取組を各学校が工夫して行っているところでございます。

併せて、私ども、教科担任制を5年生から推奨して行っているところでございますが、担任との関係性を一定程度継続しつつ、複数の教員の目で児童・生徒を見るという観点でいえば、教科担任において様々な教員の目が行き届くという面で効果があると認識しておりますので、担任との関係性を維持しつつ、教科担任による複数の目の行き届く教育体制という意味では、効果があるという部分を確認しながら進めたい、また、進めているというところでございます。

○安藤委員

今、区教育委員会のお考えは聞かせていただきましたけれども、納得できるものではないのですが、今後、私も、小中一貫教育について、子どもにとって何が最善なのかという観点で、現場の方や当事者のお子さんとも話しながら、さらに研究・提案をしていきたいと思っております。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○松本委員

資料としてつけていただいているA3のものなのですが、この中に組織図というところがあります。校長と統括副校長が並列的に記載されておりますが、組織上、指揮権が重複する部分はあるのか、そうすると混乱も生じ得ると思うのですが、その下の権限・役割のところ書き分けがなされておりますけれども、指揮命令系統が重複する部分はあるのかどうか、伺ってもよろしいでしょうか。

○工藤指導課長

校長、統括副校長、いわゆる6級職が併存することでの弊害はあるのかというお尋ねでございますが、お示した資料のところでございますが、校長の職務権限については、それがしっかりと明確にあるところでございますので、人事管理であるとか事務の管理であるとか、いわゆる校長が担う業務というのは基本的に校長が担うと考えているところでございます。統括副校長につきましては、いわゆる副校長としての業務を担いつつ、区としての独自施策を中心に担うというところでございます。

また、品川区では過去、平成25年度に小中一貫教育校として豊葉の杜学園を開校した当時は、都費の校長職が2名という体制で行ったという実績がございます。これは平成28年に義務教育学校になるまで継続したのですが、その場合には、都費校長同士ですので、きちんと役割分担をし、基本的に学校運営について支障はなかったと私どもも認識しております。また、当時の教員の声からも、特に指示系統が混乱するなどの課題はなかったという声も聞いておりますので、そういった意味では、今回、6級職が併存いたしますけれども、校長、統括副校長の職務権限・役割を明確にしながら進められると考えております。

○松本委員

ありがとうございます。そう考えると、校長と統括副校長の中でどちらが最終的に決定するというところで、例えば校長が最終的には責任をという指揮命令にしているのかなと思うのですが、固有教員の方たちのキャリアプランを考えたときに、やはりリーダーシップを一番発揮できるのは校長だと思うの

です。その中で、固有教員を選んだことによって、キャリアの一番進んだ先が統括副校長になるということだと思うのですが、統括副校長から、いや、それでもやはり校長になりたいのだと思った場合に、どういう選択肢があり得るのかということをお示しいただければと思います。

○工藤指導課長

いわゆる都費校長と同じというところであれば、現在、校長というのは、国の法令上、県費負担の教員で定数1名と限られておりますので、そういった県費負担の教職員になるという必要も生じてまいりますので、学校教育職員、いわゆる区固有教員の身分のまま校長になるというのは、法令等の改正が必要になるということで、これはあらかじめ国にも確認をしているところでございますけれども、そういった意味では、国に働きかけをするという動きをする上においても、東京都教育委員会との調整も私も従来しているのですが、そういった法改正が必要になるというのが特段あるというところがございます。

そのほか様々な施策、私ども、手だても考えたところがございますけれども、まずもっては定数1であるという、また、県費負担の教員に限るということになりますので、そういったものが必要になるということがございます。

○松本委員

そもそも政令市の場合は、採用権というか人事権自体が政令市に来ているというところで、東京都の場合も、趣旨として、学校の管理運営は区がやりながら、最終的な人事権は都が持っているというのは、これは普通の民間企業で考えると、すごく不思議な状態だと思うのです。会社が普段いろいろと経営はしているけれども、最終的な人事権は親会社が持っているという、ある意味、不思議な状態だと思うのですが、これは多分条例で、そもそも県費のほうの権限を区に全部移譲することは、やろうと思えば最終的にはできると思うのですが、その辺りは可能かどうかということをお願いいたします。

○工藤指導課長

私ども、人事権の移譲に関しましては、様々な機会を捉えて都教育委員会に申入れをしているということがございます。ただ、まずもってそれが、都教育委員会が広域行政の公平性を担保するというところで、まだかなわない部分はありますけれども、そういった声は都教育委員会に届けているというところがございます。

○あくつ委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

基礎的なところを伺いたいのですが、A3資料の最初の現状のところ、平成21年度の採用から令和3年度までに27名を採用となっているのですが、13年間になりますかね、に採用されたのが27名ということで、今、何人ぐらいいらっしゃるのですか。皆さん、27名、全部継続しておられると考えてよろしいのでしょうかということと、それから、現状、2級の教諭から5級の副校長まで存在ということは、いわゆる今の段階の副校長までそれぞれいらっしゃるかと理解していいのでしょうか。その辺、確認させてください。

○工藤指導課長

資料の表記、この27名というところは、現在、令和3年度任用している者が27名ということでございまして、これまでに退職した者も含まれますので、採用数についてはもう少し多い数になるところでございます。それぞれ退職や採用を繰り返しておりますので、令和3年度につきまして27名いると

いうことでございます。

また、職層につきましては、5級職の副校長、また、主幹教諭、主任教諭、教諭というふうには、各職層の中で、教員、それぞれいるところでございます。

○吉田委員

副校長もいらっしゃるということですね。分かりました。

今は校長が区独自の教育に関しても職務を行っていらっしゃるということで、義務教育学校でなくても一貫教育というのはあるわけだから、それぞれ都費の校長先生がそれを滞りなく、特に不都合もなく行っておられるということでよろしいのでしょうか。都費の校長だと、区独自の教育について何か不都合があるのかというところを確認させていただきたいと思います。

統括副校長の役割として、品川区独自の職務プラス副校長の職務を行うということで、いわゆる一般的な副校長ではなし得ない区独自の責任を伴う職務という、副校長ではなし得ないというところは何が当たるのかなと思ったので、そこら辺も教えてください。

それから最後のスケジュールのところなのですが、令和2年度の制度設計のところから始まっているのですが、どういう体制でこの制度設計を行って、どういうところで議論してこられたのか。現場の先生方とか現在の校長先生方とか、そういう方たちの見解も、言っている範囲で教えていただければと思います。

○工藤指導課長

まず、副校長については現在1名いるところでございます。また、これまで、例えば教育会の市民科部の部長も都費の校長先生に担っていただいているところでございますが、市民科というのも、行っているのは品川区だけでございますので、例えば他区から転入してきた校長先生は、改めて市民科というものをご理解いただく必要がありますし、転入のときにそういった研修も行うところではございますが、そういった意味で、部長に任命する上で私どもが教育会に意見として言わせていただくのは、やはり長く品川区で教鞭をとられた、また、管理職として勤務された方に部長になっていただきたい、また、副部长に関しては、副校長であるとか資格教諭を区固有教員のほうで、サポートの意味も含めまして、就けているというところでございます。

そういった意味では、特に滞りがあるわけではありませんが、区の固有教員は、市民科の理解につきましては、他の都費の方で異動等伴ってくる方に比べますと理解が十分でありますし、また、推進役として担えるという部分では、私ども、特に市民科あるいはコミュニティ・スクール、あと、他区では見られない教育要領の策定等につきましては、副校長ではなし得ない、そういった中心的な役割は担っていただきたいと考えているところでございます。

また、制度設計等、スケジュールに関しましては、年度でいきますと、平成28年・29年のところから都教育委員会、また、国とのやり取りを既に行っているところはございました。ただ、なかなか手だてとして、これが初めての試みでもありますから、6級職を設けるという意味では、様々な調整が必要であったということがございます。今回様々な調整が、昨年度、特別区の人事委員会でありまして、かそういったところの調整なども行い、最終的に東京都教育委員会に確認をした上で、私ども、議案として提出するに至ったところでございます。

また、特に固有教員の声というところでは、私どもヒアリングを行う際に、6級職、校長職になれないのですかという要望はやはりいただいているところでございましたので、そういった意味では、実現に向けて、期間としてはかなりかけて行ってきたものでございます。

○吉田委員

分かりました。ただ、今の校長先生とか、今一緒に働いていらっしゃる都費の先生方とか、それからPTAとか、そういう方たちとは意見交換とか、例えばこういう制度を今考えていますぐらいのご報告はあるのか、その辺についても教えてください。

○工藤指導課長

そういった意味では、PTA等含めて、こういった制度設計を伴うところ、実際には今、議案として上げていく流れの中では、考えているという案内は、特に固有教員の先生方中心に私ども案内はしておりますが、特に広くこれを周知して、今こういう制度をつくっているという案内をしているというところはございません。

○吉田委員

義務教育学校になるというときも、生活者ネットワークとしては、学校の現場にいらっしゃる方たちにとってはすごく唐突なのではないかなということも質問させていただいたのですけれども、今回も同じような混乱が起きるのではないかなということも懸念しております。

この手順でいくと、今回こういう形で、しかも条文としてこういう役割が増えますというようなことは明記されないで、給与の変更とか固有教員にこういう級ができるのかということになってしまうのかなと。その辺、そういう心配はされていないのか、ごめんなさい、お答えになりにくいかもしれないですけども、もしお答えいただけることがあれば教えてください。

○工藤指導課長

条例としましては給与等の一部改正をする条例でございますが、この条例で承認いただきましたら、教育委員会規則のほうで様々職務等を定めるという予定でございますので、そのように進めるところでございます。

また、必要に応じて校長会等には情報共有しながら、また、意見もいただきながら行っているところでございますので、そういった意味で、特段の混乱であるとか心配というところを今持ち合わせているところではございません。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○つる委員

この間、議会からの様々な質問とか提案など含めて、資料にあるとおり、まさに区固有教員の方のキャリアプランの体系化とか人材育成の面というのは、いろいろな議員からも指摘・提案があった中で、今回、やっとならぬでしょうか、校長という1つの目標といいたいでしょうか、そうしたところの形がやっとならぬのかと、質疑を確認している中で思ったのですけれども、そういう意味では、その側面においては非常によいことだと思いますし、事務手続、また、法令との整合性等のところも非常に苦労されてここに至ったというところも、今、質疑の中で理解したところであります。

先ほど松本委員のところでもありましたけれども、現校長と、それから統括副校長の学校現場における管理体制とか指導性ですとか、そういったところが、教職員のみならず、児童・生徒へどのような影響が、悪い側面は改善していかなければいけないのでしょうかけれども、良い側面はどうなっていくのかなというのは、一定、気になるところではありました。

もしその辺で何かあればということと、あと、統括副校長の職務権限、どちらかという役割という側面を見たときに、これは資料上なのですからけれども、細かいブランチが校長よりもさらに記入されて

いるので、非常にボリュームが多いなというイメージは率直に感じたところではあるのですが、ただ、校長のほうには小ランチというか中ランチが書いていないので、単純にそれだけのところなのかなとは思ったのですけれども、そういう部分で、学校の運営というところでは、コミュニティ・スクールの部分も統括副校長がしっかりと軸を持って担っていくという意味では、幅広い対応、まさに副校長をさらに統括していくわけですから、あと校長と同等の立場というところなので、それだけの役割が必要なのだろうなという理解もありまして、そのところのすみ分けといたしましうか、感想というか、それを教えていただきたいということと、あともう一つ、一番気になったところは、これはあくまでも教職員の人事ないしキャリアプランの側面が非常に多くフォーカスされた資料かと思うのですが、一方で、学校ですから、一番大事な児童・生徒との関わり、これの時間といたしましうか、そういったところでは、統括副校長という立ち位置ではどのような形で児童・生徒との関わりの時間があるのかというところを、具体の部分と、総論的なところであれば、教えていただきたいなと思います。

まずそこまでお願いします。

○工藤指導課長

大きく3点いただきました。

まず体制面のところでは、現状、法令上は統括副校長となりますけれども、勤務の中では、呼称として学園の中で、仮になのですけれども校長と合わせて学園長という呼称を使うなどといったことを私ども検討しているところでございます。

そういった意味では、児童・生徒から見て、校長先生が2人いると。先ほどお話ししたように、校長2名体制のところでも、役割を明確にすることで特段混乱なく行えたということがありますので、そういったものを児童・生徒にもお話ししながら、その役割に応じて関わるところ、また、3点目にいただきました時間的なところも、例えば校外行事等、宿泊を伴う行事も義務教育学校では多く行っておりますが、そういったものも分担はできると考えているところでございます。

ですから、一様に前期課程・後期課程で分けるのではなく、先ほど申し上げたように、異学年で行うような宿泊行事を行っているところもありますので、そういった役割の分担をする中で、児童・生徒との関わりは様々保てるような部分を考えているところでございます。

また、役割もかなり詳細に資料には示させていただいておりますが、やはり特化して教育課題として最上位で考えている、例えば配置先の義務教育学校の中で、コミュニティ・スクールの充実のために支援地域本部の体制強化であれば本部長になるということをメインにしながらと考えますし、また、教育要領改訂の時期になりますとその中心的ということで、時期や学校の実態に応じて変わると考えているところでございます。

また、その中では、都費の校長が行っている業務のところと、また副校長の業務も加えながらということは、やはりそこが多くなるように、業務分担等も含めて、それはまた学校に任せることでなく、教育委員会も相談に乗りながら進めたいと考えているところでございます。

○つる委員

ありがとうございます。今初めて、仮でしょうけれども学園長という呼称、名称がご答弁の中でありました。義務教育学校は、何々学園となっているわけですから、児童・生徒ないし保護者からも一定、そういう呼称になってくると、分かりやすい、よりそういう部分もあるのかなと思います。

であるからこそ、今この委員会質疑で確認させていただく以上に、保護者の方々は何がどう違うのだとかどういふ存在なのだというのが非常に気になると思うので、これは保護者ないし児童・生徒、また

近隣の方にもどういう存在なのだということを示すことで、ご協力の度合いもまたさらに増すであろうと想像するので、ぜひその辺りは十分やっていただきたいなと思いました。

それから、児童・生徒との関わりというところでは、今ご答弁いただいた中で、一定程度あるというところで、そここそ大切な役割、立ち位置であるのかなと。資料にもあるとおり、義務教育学校の校長というのは中心的な存在であるからこそ、やはり現場、まさに子どもたちの幸せのために教職員がいらっしゃるという中では、いかに大変な中で子どもたちと接していく時間を勝ち取るかが教育においては大事なのかなと思いましたので、その辺りもしっかりお願いしたいと思います。

それから、校長と統括副校長ないし学園長という、その立ち位置のところなのですが、これは人事の部分になってくるのだとは思いますが、学校管理、学校運営上で、人事管理上で、助ける側、助けられる側、補佐する側補佐される側という関係もあろうかと思えます。そうすると、職務の負担感ですとか、それは学園長だろう、それは校長だろうというようなやり取りが今後出てくると、それはあまりいい仕組みではない形になってくるかと思うので、その辺の風通しというところも答弁を伺う中では、一定配慮しながらやっていくところが必要なのだろうなと思いました。なので、その辺の学園長と校長とのまさに連携の在り方というところを改めて伺いたいなと思いました。

全体としては、総合力といいたいでしょうか、学園長がこういう形で統括副校長として新設されることによって、まさに学校運営の総合力を発揮することによって、児童・生徒の向上に寄与できる学校管理体制になるのだろうと思うのですが、そこも併せて教えていただきたいのと、繰り返しののですが、児童・生徒のというところでは、私的な話でいうと、自分の子どもも、お世話になっている学校で、副校長先生、それから養護の先生が物すごく優しいのだよね、いい人なのだよねということはよく聞くのです。何がというと、何でも聞いてくれる、よく話を聞いてくれる、しっかり目を見てじっくり聞いてくれる、また、駄目なことは駄目、悪いことは悪いとしっかり言ってくれると。

現場のそういう管理職の立場の方が子どもたちと本当にしっかり接していただいているのだなというのを肌身で感じる中で、先ほど確認させていただいた児童・生徒との時間というのをどうつくっていいのかというのやはり気になるところでありますので、そういったところも含めて、再度、今伺った大きく2点ですか、教えていただければと思います。

○工藤指導課長

校長、統括副校長、特に連携のところ、人事面でもお話がございましたが、例えば授業観察等、校長も行いますし、現状でいえば副校長も行うというところがございます。また、そういった授業観察のところの情報なども、通常、副校長から具申いただき、また、最終的な人事考課等、評価については校長が行うものでございますが、より精度の高い評価を行う意味でも、副校長から統括副校長にその情報が集まりつつ、また、統括副校長から人事に関する具申を校長に上げる際には、よりきめ細かい、そういったものも可能になると思いますので、一定程度、連携の中で役割をしっかり明確に分担しながらと考えているところでございます。

また、そういった意味では、先ほどの指揮系統も含めながら、また、子どもと接する時間というところでは、それぞれ役割を分担するからこそ、児童・生徒とお話する機会も設けられる、また、様々な行事についても、複数の学年に引率も含めながら関わることをできると考えますので、そういった分担をきちんと行いつつ、また、児童・生徒と関わる時間というのはこれまでよりも設けられるのではないかと考えますので、そういったところは業務分担等をうまく平準化しつつ、また、その中で、学校運営がよりスムーズにいくような、円滑にいくような指導も、私ども、したいと思っております。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○松澤委員

ご説明ありがとうございます。1点だけ、統括副校長の役割の中で地域連携というのはとても大事になってくると思います。その中で、教員の方たちには説明をされる、子どもたちには説明される、これは十分理解したのですけれども、これから連携という部分で大切な地域、町会長であるとか、そういった方への説明はやはりもっとしっかりしていかないと、学園長という新しい部分の名前があったりというものも、学校以外、要は地域に混乱を招くのかなというのを危惧しているのですけれども、そういった観点において、周知の説明であったり、そういうお考えを教えていただければと思います。

○工藤指導課長

というよりは、まず本議案を承認いただいて、この制度ができるというところ、また、制度ができましたら、スケジュールにありますように、現状でいうと有資格者が1名おりますけれども、選考を実施すると。あくまでも選考を実施した上で任用が可能な場合に、早ければ令和4年4月1日からの任用になりますけれども、私ども、タイミングとしては、まずこの制度ができたというところでの周知を、様々、地域の方含めて、しっかり行いたいと思いますし、また、配置が見込まれるという状況におきましては、校区教育協働委員会もそうなのですけれども、そのほか町会の方も含めまして、十分な説明は学校も通じて行っていきたいと考えているところでございます。段階に応じながら、制度ができたとき、また任用するときというふうに分けて、丁寧に行っていきたいと考えてございます。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いいたします。

○松澤委員

賛成です。

○つる委員

賛成です。

○安藤委員

賛成なのですが、意見を述べさせていただきます。区独自の一貫教育というのは、質疑もさせていただきましたが、検証が必要で、進めるべきではないと思いますけれども、区固有教員というのは、一貫教育の推進と任務を担わせるのではなく、先ほど子どもたちと向き合う時間がという質疑もありましたが、子どもたちのきめ細やかな学びを保障するための少人数学級の前倒しとかさらなる推進のために活用すべきで、そうした提案も何度かさせていただきました。

賛成の理由としては、同じ職場で区費教員と都費教員の待遇は本来同じであるべきだし、ましてや職責も同じ程度であるならばなおさらだと思いますので、賛成したいと思います。

○吉田委員

この件については大変悩みました。それで、先ほども言いましたけれども、義務教育学校になるときに、一般質問で、保護者や地域住民への説明など、どのような準備を進められてきたのかということについて質問したところ、小中一貫教育推進委員会の体制部会、一貫校長連絡会において検討を重ねてき

たというご答弁でした。

それで、これ、情報開示して、非開示だったので、争って2年かかってしまったのですけれども、最終的に開示していただいた議事録を見ると、皆さん、とても急ぐべきではないと。反対なわけではないけれども、期限ありきではなくて、もう少しきちんと議論を進めるべきだというご意見がほとんどだったのです。それですけれども、その開示していただいた後、再度教育委員会にお問合せをしたら、品川区で10年実績を積み重ねてきて、それが法制化されたので、それはやる方向でということで、結局議論はあまり活かされていなかったということが分かったのです。だから、その10年の実績と法制化されたということが、義務教育学校をそこで始めたという主な理由だと私たちは理解いたしました。

今回のことについても、この制度について決して悪いとは思わないのですけれども、議論の経過とかを伺うと、もう少しきちんと議論してからこれを実施されたらどうかと思います。有資格者が1名いらっしゃるということで急ぐということもあったのかなと思いますけれども、少し先延ばしして、皆さんからのご意見もありましたが、地域の方たちとかにもこういう進め方をしたいのだということを説明されて、ご意見を聞いて、学園長という名称ができるのだということを、今、私も伺いましたので、そういうことをきちんと説明されてから始められても決して遅くはないと思います。

そういう意味で、どういう表現をしていいのかわかりませんが、この進め方では賛成いたしかねるという意味で、反対とさせていただきます。

○松本委員

賛成です。

○あくつ委員長

それでは、これより、第44号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○あくつ委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(2) 第36号議案 令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）

○あくつ委員長

次に、(2)第36号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○伊東子育て応援課長

それでは、第36号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）についてご説明いたします。

補正予算説明書の14ページをご覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、3目子育て応援費につきまして、10万円を追加し、96億9,133万9,000円とするものでございます。

右側の説明欄をご覧ください。歳出の内容といたしましては、母子生活支援施設に入居されております世帯へ食材等を提供するというものでございます。寄附者のご意向で、母子生活支援施設のひとり親家庭への食の支援をしたいとのことから、お米を含めまして食材を送りたいと考えております。

児童福祉指定寄附金があったことにより、それを基に食材等を配布するため、歳入・歳出とも10万円を補正させていただくものでございます。

○あくつ委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

食材を配る対象者は何世帯何人になり、1世帯につきどのような食材が何回届けられるのか、伺いたいと思います。

○伊東子育て応援課長

現在の入居状況が8世帯という形になってございますので、その世帯への配布ということでございます。内容につきましては、お米とか乾麺ですとか調味料セットですとか、そういうものと考えてございます。配布の時期としては、夏休み頃に需要があるかなというところで、そのときに合わせて配布しようと思っております。8世帯で10万円ということでございますので、夏休み頃にセットして1回配布ということを考えております。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○吉田委員

これは、しあわせ食卓事業とは別のプログラムと考えてよろしいでしょうか。確認させてください。

今回寄附があったということであるということですね。これを基に制度をつくるのかということではなく、単発で行うということでしょうか。

その2点、しあわせ食卓事業とは違うのか同じなのかということと、これ単発で終わりなのかということについて、これをきっかけに何かするかということではないのでしょうかということ伺いたいと思います。

○伊東子育て応援課長

こちらにつきましては、しあわせ食卓事業とは別のものと考えてございます。寄附者のご意向で、場所も指定されていたというところから、ここにということもあつたところから、今回寄附をいただいて、その意向に沿って、単発で配布ということで考えてございます。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いいたします。

○松澤委員

賛成です。

○つる委員

賛成です。

○安藤委員

賛成です。

○吉田委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○あくつ委員長

それでは、これより、第36号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○あくつ委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

理事者の入替えのため、暫時休憩いたします。

○午前10時51分休憩

○午前11時09分再開

○あくつ委員長

ただいまより文教委員会を再開いたします。

2 請願・陳情審査

令和3年陳情第36号 区立子どもの森公園の工事に関する陳情

○あくつ委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

令和3年陳情第36号、区立子どもの森公園の工事に関する陳情を議題に供します。

本件は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○あくつ委員長

朗読が終わりました。

理事者の説明の前に、令和3年陳情第36号に関し、陳情者の関係者より意見陳述の申出が出されております。この申出につきましては、通例どおり、質疑終了後、意見表明の前にお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○安藤委員

質疑をする上でも、やはり陳情者の方の意見陳述を先に実施していただいて、その上で充実した質疑に活かしたいと思っております。

○あくつ委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

生活者ネットワークとしても同様に、やはり審査に当たって、陳情者の方の気持ちを理解する上でも、最初に意見陳述をぜひしていただきたい、その上で審議をしたいと思います。

○松本委員

私としても、先ほど通例にという言葉がありましたけれども、申合せ確認事項に記載があるのは、審査上必要があると委員会決定した場合ということで、順番については特に記載がありませんで、特に今回の場合は、提出が6月17日で、もう2週間たっていて、状況の変化もあり得ると思いますので、きちんとご意見を伺った上で、それを踏まえた上で審査が必要だと思いますので、今の段階で意見陳述が必要ではないかと考えます。

○あくつ委員長

ほかにございますか。

○つる委員

通例どおりでお願いしたいと思います。

○あくつ委員長

それは質疑終了後に諮るということですか。

○つる委員

はい。

○あくつ委員長

ほかにございますか。

○松澤委員

私も、通例どおり、意見陳述は後で諮るということでいいと思っております。

○あくつ委員長

それでは、冒頭に諮る、質疑終了後に諮ると、見解が分かれています。

まず初めに、意見陳述の取扱いをいつ諮るかについて確認させていただきます。

意見陳述の取扱いについて、冒頭に諮ることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○あくつ委員長

ありがとうございます。冒頭に諮るが3名です。質疑終了後に諮るが3名ということになります。可否同数であります。

よって、委員会条例第15条の規定により、委員長が裁決いたします。委員長といたしましては、質疑終了後に諮ると裁決いたします。

ですので、本意見陳述の申出の取扱いについては、質疑終了後に諮らせていただきます。

それでは、本件に関しまして、理事者よりご説明願います。

○加島児童相談所移管担当課長

私からは、児童相談所の計画および説明会の経緯等についてご説明いたします。

区では現在、令和6年度中の区立児童相談所の開設に向けて準備を進めております。整備計画地の選定に当たりましては、一定の敷地面積が必要であることや交通の利便性が高いことなどを総合的に判断し、子供の森公園の一部を活用することといたしました。

また、公園の隣接地で行われている下水道工事終了後に、その場所も含めて公園の再整備を予定しており、将来的には児童相談所建築前と同規模の公園の広さを確保できることも、子供の森公園を選定した理由の1つです。

区立児童相談所については、平成30年度と令和元年度に任意の事業説明会を、令和2年度に新築工事の計画説明会・工事説明会を開催し、これまでに5回、説明会を開催してまいりました。

計画説明会および工事説明会の開催につきましては、品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づき、対象範囲内に居住する方に対して、個別ポスティングのほか、地元町会掲示板でのご案内や、公園内に説明会開催のお知らせの標識を設置することなどで行っており、適切にお知らせしてきたと認識しております。ただいまは、工事に関してご質問等があった場合には個別に対応を行っております。

また、区民の皆様へ児童相談所の整備について分かりやすくお知らせするため、工事エリア仮囲いに工事に関する案内の設置や、区ホームページの充実などを図っております。

児童相談所の工事は、令和3年第1回定例会におきまして区議会の議決を全会一致でいただいたものであり、また、児童虐待が深刻な社会問題とされている中で、区としてより主体的に責任を持って対応していくため、区立児童相談所の開設が早期に必要と考えており、今後も工事は進めてまいります。

計画地内の遊具、恐竜については、老朽化等により移設困難なため、このたびやむを得ず撤去となりましたが、現在公園の隣で行われております下水道工事が終了しましたら、その場所を含め、子供の森公園全体を再整備する予定です。

再整備に当たりましては、公園課にて、近隣や公園利用者の皆様に、恐竜や遊具、野球場など、公園施設の全体計画について意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

○あくつ委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご発言願います。

○安藤委員

今、説明会5回ということでありましたけれども、工事着手までに行われたそれぞれ説明会の参加人数を教えてくださいというのが1点です。

それと、広報しながわには掲載していないということで陳情にもありますが、影響の大きさを考えるに、建設候補地案の段階で掲載して、広く意見を聞きながら建設を進めるべきではなかったかなと思うのですけれども、その掲載しなかった理由を伺いたいと思います。

○加島児童相談所移管担当課長

まず1点目の説明会の参加人数についてお答えいたします。事業説明会の第1回、平成31年1月に開催いたしましたものは、約500世帯に周知いたしまして、いらっしゃったのが7名の方です。令和元年8月に行いました同じく任意の事業説明会につきましては、約120世帯に周知いたしまして、2名の方がいらっしゃいました。令和2年9月に開催いたしました計画説明会につきましては、約175世帯に周知いたしまして、13名の方がいらしています。また、新型コロナの感染防止対策といたしまして、3月に3回日時を変えて工事説明会を開催いたしましたが、こちらも同じく175世帯に周知いたしまして、全部で15名の方が参加されています。

それから、2点目の広報しながわに掲載しなかった理由ということですが、今回、児童相談所につきましては、約2年前から、近隣影響の大きい計画地周辺住民を対象に、事業についての周知を

行ってまいりました。建築計画・工事着手に当たりましては、条例等に基づき計画説明会・工事説明会を開催いたしまして、対象範囲に周知を図ってまいりました。

今後、児童相談所の開設が近づくにつれまして、相談体制等について、区民にお知らせするために、広報しながわをはじめ、周知を図っていきたくと考えているものでございます。

○安藤委員

広報しながわもそうなのですけれども、この公園にはかなり遠くからもいらっしゃったりしますので、その地域、対象範囲の人数ということで説明がありましたが、やはり全区的に関わる話だと思います。子どもの野球場もあるわけですし。ですから、広報しながわには、決まってから広報するというのでは、今の時代には全くそぐわないと思いますので、私は本当にこれは掲載していくべきだったのかなと、自戒も含めて、提案はしたのですけれども、もっと強くご提案すればよかったと思います。

あと説明会ですけれども、今お伺いしますとトータルでも37名ということで、複数回開催という努力はもちろん評価しますが、厳しいことを言いますと、大事なのは、実際の当事者にそれが伝わったかどうかだと思います。公園ですから、少年野球場もありますし、向かいには学校もあります。参加人数を見れば、残念ながら周知が不十分過ぎたと言わざるを得ないと思います。全然参加しないなという事実を見た時点で、伝わっていないのだなとむしろ判断すべきだったのではないかなと思います。

また、工事に着手されて以降も、区としては個別対応ということで、問合せに対して説明の場を何回か設けていただいたと思います。その努力についても感謝したいのですけれども、例えば6月25日にも、陳情者含む公園利用者の方に対して、主に子育て世代の方に対して説明の場が1時間ほど設けられたと聞いているのですが、その場ではどんな意見が何件出されたのか、そこら辺を聞かせてください。

あわせて、児童相談所の建設候補地を子供の森公園にするに当たって、品川区児童相談行政アドバイザー会議などで、児童相談所の計画はアドバイスを聞きながら検討してきたと思うのですけれども、そのアドバイザー会議には意見を聞いたのか。聞いたとしたら、どのような意見が上がって、それは候補地選定にどのように反映したのかということも伺いたいと思います。

○加島児童相談所移管担当課長

まず1点目のご質問、6月25日に、今回の陳情関係者の方含め計12名の方と個別にお話をさせていただく機会がございました。そこでいただいた主な意見ということですが、陳情の項目にもございますように、公園になぜ児童相談所をつくる必要があるのか、また、計画地内にある樹木についての扱いのこと、それから陳情関係者の方以外からも、計画地の選定に当たってこれまでどのようなところを検討したのかといったことのご意見、ご質問をいただいたところです。

それから、施設整備に当たってのアドバイザー会議への意見照会ということですが、施設整備についてアドバイザー会議に意見を聴取しております。その中で子供の森公園の一部敷地を活用して区立児童相談所の建設を図るということを委員の方にお伝えしておりますが、その際、区が一時保護した子どもについて、外出が可能であれば、公園の緑など、そういった環境について、子どもの情操的に非常によい効果があるのではないかなという点も伺っているところでございます。公園に建てることについて、有識者の皆様からは特段否定的なご意見はございませんでした。

○安藤委員

アドバイザー会議に諮ったということなのですけれども、25日の件ですが、12名の方が参加されて意見が上がったということなのですけれども、今後のリニューアルという話もありましたが、子どもの意見を聞いてほしいという点では、意見が上がったと聞いているのですけれども、今からでも子ども

たちに、あなたたちは今後ちょっと大きくなってしまふかもしれないけれども、今聞かせてほしいと。この公園をどうするかということに関して、子どもたちの意見をぜひ聞いてほしいという声が保護者の方から出たと聞いたのですが、そこら辺の意見は何かなかったのかなということをお伺いしたいというのが1つ。

それと、子供の森公園ですけれども、もともと区が用地を購入して、1971年、昭和46年にオープンしたのですが、開設に当たっては、アンケートを取るなど、子ども参加でプランを決めたと聞いているのですが、こちらはどんな経緯があったのか、伺いたいと思います。

○高梨公園課長

今後の子供の森公園の再整備に係る子どもたちの意見収集についてなのですが、ほかの公園でも行っていますとおり、今回、下水道工事が終わった後の公園の再整備に当たりましては、子どもたちも含めた利用者からの意見収集、それと子どもたち以外にも、子ども野球場を使う子どもたちもいらっしやいますし、ほか、散策等で利用されている方もいますので、今後の子供の森公園、どのように使っていくといいのかといった点について、広く意見を収集しようと考えているところでございますが、令和6年度下水道工事完了までに少し間がありますので、それまでの間に意見の収集方法等について検討してまいりたいと考えているところでございます。

2点目の子供の森公園の当初開設の経緯というところでございますが、昭和46年に整備工事の後、完成したということで資料が残ってございますけれども、今ご案内がありましたとおり、しっかり子どもを主人公とした公園にしたいということで、名前にも表れているところでございますが、アンケートを実施して、どういった公園にしたいのかといったようなところを募って、そういったところでコンセプトを設定して公園を整備したといったようなところで公園課には資料が残っているところでございます。

○安藤委員

私が伺ったのは、25日の個別説明で子どもたちの意見を聞いてほしいという意見が上がったのではないかと聞いているのですけれども、そこら辺、どんな意見が上がったのかというのを伺いましたので、お答えください。

それと、子供の森公園のそもそもの成り立ちなのですが、完成当時の紹介パンフレットも読ませていただいたのですが、ここに、なかなか気迫が込められているというか、子どもたちのための公園を造るのだという気持ちのこもった文章が書いてあるのです。ちょっとだけ紹介しますが、子供の森公園のプランに、その主人公である子どもを参加させたい。そして、その参加の仕方は、できるだけ純粋な意見を出させて、かつ、実現につながるものとして。そして、これを東京の将来を支える少年少女の愛情を培う故郷にしたい。これがプランに当たっての念願であったということで、かなり熱がこもった、当時の熱量を感じる文章が書いてあります。

実際に何をやったかという、今ご紹介がありましたけれども、公園を中心として半径1キロメートルの範囲の小中学校の4年から6年生、当時の中学校1年・2年生を対象にして、学校側の協力も得て、昼休みとか放課後に1,770人に対してアンケートをしたと。いろいろな公園のタイプを並べて、どれがいいですかと聞いたみたいなのですが、結果、冒険公園が過半数で、原始林公園が3割を占めて、現在の公園の原型が造られたと。今から1億8,000万年前から7,000万年前の原始動物を中心に、ターザンロープとかバイキング船などが造られたということなのです。

ちょっと伺いたいのは、子供の森公園を建設予定地に選定する上では、このようなもともとこういう

公園だったのだよという経緯を区として認識された上で選定されたのか、伺いたいと思います。

○加島児童相談所移管担当課長

まず、25日に出了たご意見の件なのですけれども、滑り台、恐竜といった遊具がなくなってしまうことについて、子どもたちに知らせたほしかった、なぜなくなるのか、子どもたちが知らないで、工事仮囲いに書いたり広報で知らせたほしいという話がありました。あわせて、児童相談所で必要な子どもの権利と今まで遊んでいた子どもの権利は共存するのか、その議論はされたのかというところで、広報につきましては、冒頭説明で申し上げましたとおり、工事仮囲いに、横2メートル縦1.5メートルで、児童相談所をここに整備するという、それから下水道工事が終了いたしましたら公園再整備を予定していますということをご案内させていただいているところです。子どもたちの遊び場の確保という点では、公園課のほうで、現在予約の入っていない時間帯に野球場を開放するなど、区としてできる限りその確保に努めております。

一時的には公園が縮小いたしましたしてご不便をおかけしますけれども、下水道工事完了後には子供の森公園を再整備いたしましたして、その際には、先ほど公園課長から申し上げましたとおり、野球場など公園施設の全体整備について、近隣や公園利用者皆様のご意見を聞きながら進めてまいる予定です。

あわせて、区としてその思いの背景ですけれども、虐待等により不適切な環境に置かれている子どもたち、それから日常の遊び場で元気に遊ぶ子どもたち、そのほか、あらゆる状況に置かれている子どもたち、すべての子どもたちが区として大切であるという認識の下に、陳情関係者の皆様にはそのようにお答えいたしました。

○高梨公園課長

児童相談所の適地選定の際に、子供の森公園の経緯を踏まえたかどうかといった点についてお答えさせていただきますが、区内の公園に限らず、いろいろな公有地の取得の際には、様々な経緯があつて、様々な用途の公有地を区として取得してきたところがございます。公園についてもそうでございます。

子どもだけに限らず、公園というのは全ての区民が憩いと安らぎを得るための場所といったところで、非常に貴重なものであるというところは事実でございますが、先ほど児童相談所移管担当課長が申し上げましたとおり、今回の適地選定におきましては、立地、それとそれ後の公園がどのような改修の計画、再整備の計画なのかといったようなことも含めて、総合的な観点から決められたものでございます。

○安藤委員

私も、子供の森公園の経緯について、元から詳しかつたという、本当は詳しくなくてはいけませんけれども、そういうことではないので、自戒も込めて言っているのですが、伺つたのは、総合的かどうかという話があつたのですけれども、ではなくて、シンプルなのです。

今回、子供の森公園を建設予定地に選定する上では、今言つたような当時のこういう熱い思いを持って造られたという経緯を踏まえて決定したのか、認識していたのかということを知っているのか、別に認識されていなかったとしても、それは反省して今後活かすしかないのです。間違いを犯してしまつたら、間違いを認めて今後活かすしかないのです、私自身もどこまで知っているのかということ、それは勉強不足の点もあつたので反省しているのですけれども、それをお伺いしたいというのが1つ。

あと最後に、子どもの権利条約との関わりなのですけれども、子どもの意見表明権とか、あらゆる子どもの施策を進める上で、当事者である子どもの意見を聞くべきという、そういうのが子どもの権利条約の大事な点だと思うのです。子どもの意見を聞いた上で、大人が子どもの最善の利益を考慮した上で、子どもの施策を決めていくというのが子どもの権利条約の核心だと私も伺いましたというのか、学ぶ機会

もありました。

建設困いには様々、先ほど課長の答弁にもありましたように、子どもにも分かりやすいような表現で、今こういう工事をしているのですよという看板をつけている。それはそれとして努力だと思えますけれども、やはり大事なのは、施策の決定過程で子どもの声を聞く必要があるというのが、子どもの権利条約、世界の人権の当たり前の、もはや潮流になっていると。

私もそういう意味ではまだまだ認識不足だったなという自戒を込めて質問しているのですけれども、そういった点で、区は今回反省すべき点がなかったのかなというのを伺いたい。また、今後の施策を進める上で活かすべき点をどのように考えているのかということも併せて伺いたいと思います。

○加島児童相談所移管担当課長

まず、子供の森公園のコンセプトにつきまして、恐竜のある、区の中でも大変有名な公園ということで、私ども最初は、隣地の下水道工事をしているところに児童相談所を整備できないかということを検討いたしました。あちらについても現在計画地と予定している程度の敷地面積がございますので、そちらの検討をしたところですが、下水道工事完了後には用地の下に大きな立坑が開くということで、建築に耐えられないということが分かってまいりました。

その中で、国有地、民有地と様々検討してきた中、なかなか適地がない。児童虐待対応件数、相談対応件数も増加傾向にある中、区としてより主体的に責任を持って対応するに当たり、区立児童相談所の早期整備を目的といたしまして、区有地を検討した結果、総合的に子供の森公園の整備を決定したところです。

そのようなコンセプトを踏まえている中で、現在、遊具、恐竜がございますけれども、老朽化でなかなか移設も困難であり、再整備が予定されているという中では、そこで子どもの意見を聞いていきたいと考えているところでございます。

それから仮囲いの件で、子どもの権利条約との関係の件なのですが、こちらにつきましても、子どもの意見を施策決定過程で聞くべきというご意見かと存じますが、今現在、私ども、区条例等に定める中で説明会を開催し、その中で住民の方、近隣関係の方、町会の方ともお話をしてきたところでございます。区といたしましては、条例等の定めにととって、これからはしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

○安藤委員

これからは条例にのっとって対応していくということでは、今回の件を今後の子どもの教育施策に活かしていくことはできないのではないかと私は思います。やはり今後に関わってくるのです。今後、こういう子どもに関わる施策を進めていく上で、今回の件をどういうふうに教訓にしていくかというか反省するかというか、それがないと、変わらないと思うのです。

私が伺ったのは、今回の件、今のご答弁ですと、法令にのっとって、条例にのっとってやってきて、何も問題はないと。これからは変わらず、もちろん子どもの声は聞きながらやっていくというふうにしかな聞こえないのです。それでいいのかと。

私が伺ったのは、今回の件で反省すべきところはなかったのかなというシンプルな質問なのです。反省がないと次に生きないと私は思っていますので、もちろん私も自分の認識の甘さを正直反省しています。しかし、区としてはいいのか、伺いたいと思います。

○加島児童相談所移管担当課長

工事の開始に当たりましては、繰り返しの答弁になりますけれども、中高層建築物紛争予防調整条例

に基づき区として対応してまいりました。それ以前には任意の事業説明会を2回開催いたしまして、近隣の方にもこういった児童相談所設置の整備の計画について、また、必要性について、ご理解を求めてきたところでございます。区としては、今後も条例等に基づき、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○安藤委員

これは建築物を建てるわけですから、中高層建築物紛争予防調整条例にのっとりやるという答弁になるかもしれませんが、子どもが愛して使っている公園をどうするかということに関わる施策で、児童相談所はもちろん大切だと思います、思うのですけれども、そういう事例でもなお、中高層建築物紛争予防調整条例にのっとり問題ないという答弁は、子どもの所管としてどうなのかなというか、それで子どもの最善の利益が本当に守れるのかと私は思います。

部長とか、答弁できれば、答弁をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○加島児童相談所移管担当課長

子供の森公園の一部敷地を活用いたしました区立児童相談所の整備につきましては、平成30年6月に建設・文教委員会等でも議会報告させていただきまして、そこから区として説明会も開催し、周知を図ってきたところでございます。

区として、今後、建築物の建設に当たりましては条例等の定めに従ってまいりますし、それ以外にも今回任意の事業説明会を開催してまいりましたので、区としては適切に対応してきたものと認識しております。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○松本委員

まず前提として、児童相談所の件に関しましては我々議員も全会一致ということなので、進めている責任については、当然ながら行政のみならず議会にもあるという前提で質問に入りたいと思います。

その上で、私も進めることはもちろん賛成しているので、それは進めていくという立場なのですが、やはり説明のところは今後も含めて考えていくべきかなと思っていまして、先ほど条例に基づく説明会と、あと任意の説明会というところがありましたけれども、その周知の対象ですね、ポスティング等の対象というのが、どういう根拠で、どの程度だったのかというところをもう1回ご説明いただければと思います。

○加島児童相談所移管担当課長

説明会の周知範囲の根拠についてお答えいたします。任意の事業説明会につきましては、こちらは特段条例ですとかの定めがございませんので、区といたしまして、計画地周辺、建設によって影響の大きい住民の方々、約500世帯に周知をさせていただいたところでございます。

それから9月の計画説明会・3月の工事説明会につきましては、中高層建築物紛争予防調整条例に基づき、建物の高さの2倍の範囲にお住まいの方々に周知をさせていただきました。今回の建物につきましては、建物の高さが約28.5メートルとなりますので、その2倍の高さ、57メートルの範囲の住民の方々、175世帯に周知を図っているところでございます。工事説明会につきましても同様の扱いです。

○松本委員

ありがとうございます。多分条例のほうは、今回、公園ということを考えて、利用者との関係では

なかなか対象としては狭くなってしまっていて、それで任意で開いていただいたというところがあると思っています。先ほど安藤委員も指摘されていたとおり、そこは本当にありがたいなと思うところなのですが、周知の範囲というのは、影響が大きいと思われるところということなのですが、影響が大きいと思われるというところをどういうふうに検討されたのか、伺います。

○加島児童相談所移管担当課長

平成31年1月に開催いたしました説明会のときは、まだ基本設計の最中でしたので、建物の大きさ等が定まっていたわけではございません。ですので、現在計画地の周辺をご覧くださいますと、川ですとか都道というところで、住宅地と続き地でないところがございます。そのため、中高層建築物紛争予防調整条例を横引きして考えた場合に、ほとんどお知らせが行き届かないのではということをお考えまして、区として、近隣の集合住宅、大きなところも含まれるような形で周知を図ったところでございます。

○松本委員

ありがとうございます。これは本当に議会で全会一致なので我々にも極めて大きな責任があつて、今後考えていく上で、今おっしゃっていただいた任意でやっていただいた部分もあるのですけれども、我々も確認する上で、その公園が利用者との関係でどのくらい影響が大きいのかというところは考えながら周知を、委員会の中とかで議論するときに、そこはきちんと考えていかなければならなかったのだなと思います。

これは我々も当然反省なのですけれども、行政におかれましても、特に大きな公園ですから、利用者との関係で、今日は所管もいらっしやっていただいていますので、周知の在り方については引き続き考えていただきたいなと要望いたします。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○吉田委員

いろいろな質疑の中で少しずつ分かってきたところがあるのですけれども、生活者ネットワークとしても、児童相談所が区にできることについては、ぜひ必要だということで、進めていただきたいということで意見を言っておりました。ただ、この場所だということについては、公園の、伝統的というか、いろいろな歴史的な経緯というよりも、現に遊んでいる子どもたちがたくさんいる中で、一時保護施設もできることについてはどうなのだろうかということで、前の課長にもいろいろ質問させていただき、意見交換もさせていただきました。

その中で一つ、やはり公園で利用者がとても多いという、その子たちへの説明はきちんとしてほしいということはかなりしつこく要望したつもりだったのですけれども、残念ながら委員会の中での公式な発言ではなかったので、私たちとしてはそれですごく、きちんと説明会をしてくださいよということを繰り返し言ったつもりだったのです。

そのときの要望で1つ確認したいのですけれども、ここは保育園の子たちも来ていると思います。残念ながら品川区には園庭がきちんとある保育園は少なく、いろいろなところにお散歩に行っていて、お散歩先で保育園同士がぶつかったりして、また次のところへ行ったりしてという事態が起きています。ですので、近隣の方とか、近隣のご家族で遊びに来ている方たちはもちろんのこと、保育園にもきちんと情報提供してほしい、こういうところでこういう工事が始まるから、いつからいつまで使えなくなりますという情報提供はぜひしてくださいと要望してまいりました。

今までのご答弁の中では保育園へこういう情報提供をしましたということにはなかったのですけれども、

その辺についてはどうだったのでしょうか。

○加島児童相談所移管担当課長

工事に当たりまして保育園への周知というところですが、近隣にごぞいます公立園、それから私立園につきましては、今日、所管の課長はおりませんが、保育支援課に子供の森公園を園庭として利用申請している園を確認いたしまして、そちらに建築計画、それから工事の計画について周知を図っております。その際の先方のご反応ですけれども、ご理解をいただいたと区としては認識しております。

○吉田委員

では、その点については説明していただけたということで、それは大変ありがたいと思います。

そのときに、同じように、先ほど安藤委員からのご質問にもありましたけれども、この公園は非常に人気があるので、かなり遠方から来ている方たちが多いと聞いております。ですので、先ほどの任意の説明会も、中高層建築物紛争予防調整条例より超えて任意の説明会が開かれたということだったのですが、ご家族でわざわざいらっしゃる方たちもたくさんいると聞いているので、もう少しそれを広げるといことは、任意の説明会としては可能だったということですよ。任意の説明会が開かれたことについてはとても評価したいと思うのですけれども、それをさらに広げるといようなことはなかったのか、検討はされなかったのか、その辺についても確認したいと思います。

私たちとしてはすごくしつこく説明会、広く説明してくださいねと。基本的に生活者ネットワークの意見というのは、いろいろな人たちの意見を聞きながら進めてほしいというところに終止していると思うのです。それを踏まえて課長も分かってくさったと思って、自分たちとしては十分意見を言ったつもりだったのですけれども、その辺について、この範囲でいいと判断された理由とかがあったら、教えてください。

○加島児童相談所移管担当課長

ただいま委員からございました遠方からいらっしゃる方が多いという件につきまして、こちら、工事の開始後にはなってしまいましたが、現在、ホームページを新しくいたしまして、公園再整備のこととともに、建築の計画地についてお知らせを図っているところでございます。

それから任意の説明会の回数の件ですけれども、まず基本設計段階で一度任意の説明会を開催させていただきまして、その後、近隣集合住宅から個別のご要望をいただいて、2回目の事業説明会を行ったところです。その後、設計の煮詰まりとともに計画説明会の開催という運びとなりましたので、現在、任意の説明会につきましては2回というところになっております。

○小林施設整備課長

工事を所管する部署からもご答弁申し上げます。今年の3月から工事に着手ということでございますが、その1か月前、2月でございますが、公園の中に大きな看板で工事着手に関するお知らせの掲示をさせていただいております。その中には、3月から工事に着手しますよという内容と、また、工事の期間中はこの範囲が工事エリアになりますよという掲示もさせていただいております。また、その相談窓口の連絡先につきましても、電話番号、それから担当を記載いたしまして、周知をしてきたというところでございます。

○吉田委員

ありがとうございました。そういう意味でいえば、私たちもうちょっときちんと確認しながら、さらに意見を言うていくということが必要だったのだなと思います。

結果として、これだけ知られていなかったのだということについては、過去に、別の工事の案件でも、

いざ説明会に行ってみたら、ここで初めて知ったという方たちに出会って、やっぱり私たちがもっと意見を言っていかなければいけなかったなとすごく反省したのですけれども、今回についても同様のことが起きてしまったということについては、ぜひ当事者の方たちの声は今後も活かしていただきたいなと思います。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○松澤委員

ご説明ありがとうございます。説明会を5回開かれたというお話の中で、7名、2名、13名、15名と、私としてはだんだん上がっているのかなと感じています。

ちょっと話が変わってしまうかもしれないですが、戸越公園に環境学習交流施設が設置されるときは、やはりどんとした説明会の中で、大きい人数から、細かく周知を丁寧にしていただいて、だんだん理解とともに減っていったのかなという部分に関して、人数が増えていっているわけですね。そういうことというのは、同じ広報をしている中で、住民の方がだんだん後半になってそうやって認識を持ったのか、周知にちょっと特徴があって人が増えたのか、そういったのはどうお考えですか。

○加島児童相談所移管担当課長

平成31年1月に任意の事業説明会を開催させていただきました際には、ポスティングですとか町会回覧板というところをメインにやっていたのですけれども、令和元年8月以降の個別要望による任意の事業説明会においては、住宅内の共用部に掲示をさせていただいたり、計画説明会・工事説明会に当たっては、先ほど施設整備課長からございましたように、公園内の標識設置、あわせまして、町会のご理解をいただきまして、町会掲示板にも掲示をさせていただきました。

そういうところで、私どもも近隣の町会等に頻繁に入ってご説明申し上げておりましたので、そういう中で、住民の方々にこういった計画の周知が進み、いらしてくださる方が増えたのだと認識しております。

○松澤委員

ありがとうございます。そうですね、要はポスティングで漠然とした中から、だんだん地域、町会に下ろしていく、だから周知がだんだん増えていって、人数が増えたという認識ですね。ありがとうございます。

子供の森公園、雑談ですが、私は北品川が実家なので、怪獣公園で、遊んでいたティラノサウルスなんかも見について、なくなって、ちょっと寂しいなと思っていましたが、再整備という考えの中で、品川区は大井坂下公園であるとか、子どもたちの声を聞いて、インクルーシブ公園にするなど、住民だけでなく、子どもたちにもきちんと話を聞こうという姿勢の中で、新しく公園が生まれ変わろうとしておりますが、この再整備に向けて子どもたちと一緒に話を聞く、その部分に関してお話しいただけたらと思います。

○高梨公園課長

子供の森公園再整備に当たりましては、今、怪獣公園として非常に人気をいただいておりますが、見ていただくと、開園から大分たっていますので、老朽化しているところもございます。子どもたち含め、近隣の方、子どもたち以外の利用者もいますので、しっかりとご意見を聞いて、また恐竜公園がいい、怪獣公園がいいというようなご意見が出されれば、しっかりとそのご意見を聞いて、新しい怪獣公園としてどのような公園がふさわしいのかといったところを検討し、皆様とお話をしながら決めていき

たいなと思います。

いずれにしろ、しっかりと設計を進める中で、利用者、近隣の方と意見交換をして、意見を取り入れるといったことは、この公園に限らずほかの公園でもやっておりますが、こちらの再整備についても同じように進めていきたい、このように考えているところでございます。

○松澤委員

周知の課題というのは、いろいろなところで必ず起こるかなと思っています。皆さんからもお話があったように、我々議員というのは地域に根差したというのを目標としていますので、こういう話があったときに地盤の人に声をかけていくという、行政と一緒に周知していくのはやはり大切なのかなというのは本当に感じているところですので、引き続き徹底した周知に協力してやっていきたいと思っています。要望です。

○あくつ委員長

ほかにごございますでしょうか。

○つる委員

質疑も含めて、陳情書もよく拝見させていただいて、陳情者が指摘されている視点というのは、至極当然なご指摘かなと私は理解しているところです。フォーカスしたこの場所だけではなく、この文章ではないですけれども、品川区の広報の在り方というのは、議会もそうですし、区民の方からも、近年、特にこれだけ社会的にもいろいろな情報発信媒体が増える中で、それをいかに駆使していくかということも、至極大変なのですけれども、非常に求められている部分を指摘されたのかなという理解ではありません。

その上で、条例に基づいて区として、区民の方、また、公園を利用されている方、いろいろな角度の方に対しての周知・広報というのはこれまできちんと、余すことなくというか、ある意味では追加で実施されてきた、その努力も区としてはやってきたというのは、先ほど来のご答弁も含めて、過去の質疑も含めて、実際の掲示物も含めて理解するところなのですけれども、ただ、行政のやることの周知・広報というのは、いろいろな指摘がされますよね。議会側としても、議会だよりというのがあって、それをいかに区民の方に手に取っていただいで知っていただいで、誰が何を言っているのか、また、何をやっていないのか、言っていることとやっていることが違うとか、そういった事実をしっかりと明確に分かっていただくための議会だよりの広報の工夫も今一生懸命やっているところなのですが、これは行政に限らず、いろいろな企業の方にとっても、広報というのは、莫大なお金をかけて宣伝をしたり、自社の製品を知ってもらうためにいろいろな努力をしていたりするわけです。けれど、行政がやることを知っていただくことというのは、今ご答弁あったように、条例に基づいて、ある意味、四角四面にやらざるを得ないところがあったりして、非常にジレンマを感じながらやっているのかなというのを、質疑を聞きながら感じたのです。

また、先ほど公園課長からご答弁いただいた中では、公園の中に非常に大きな看板を設置していただいたとあったのです。まず1点、ここで聞きたいのですけれども、看板を設置していただいたのはどのくらいの期間、そこに……、施設整備課長か、設置していただいたのか、教えていただいでいいですか。

○小林施設整備課長

先ほど私から答弁申し上げました工事の着手に関する看板でございますが、今年の2月の当初に掲示したものでございます。実際に工事が始まりましたのが3月中旬から末でございますので、工事に着手するというお知らせの看板の掲示は約1か月という期間でございます。

ただ一方で、工事に着手するという関係ではそうでございますが、建物を造りますよという観点での周知でいきますと、これはまたこれで別の周知の方法がございまして、現場の仮囲い、道路側ではございますが、建築計画のお知らせという看板を設置してございます。これにつきましては、建物の規模、大きさ、それから建物がどのような用途なのかというのを掲示する看板でございまして、それにつきましては、令和2年8月に掲示しております。それで申し上げますと、約1年弱ぐらいは掲示をしたと認識しております。

○つる委員

ありがとうございます。公園課長ではなく、施設整備課長のご答弁ですね。大変失礼しました。

本当にいろいろな工夫をして、掲示、表示、また、周知・広報、努力されて、これは文教委員会所管の皆様のお仕事ではない部分なのかもしれないです。広報広聴課としての仕事なのかもしれない。トスされて、それを最終アタックするのは広報広聴課だと思ったりしますし、また、掲示するのはそれぞれの所管だったりする部分もあるかと思えます。広報媒体を使つての周知啓発は広報広聴課だったりすると思えます。

各所管で、こういうものを皆様にお知らせしたいから、広報広聴課のほうで最終アタックしてくださいねと。トスしましたよと。だから、それが所管としての思いと、広報広聴課で最終アタックする部分、それがやはりきちんと、レシーブされるのかアウトになるのかというのは、非常にそこは大事な部分なのです。レシーブされるかコートインするか、要するに、相手の心にしっかりと伝わるかどうかという広報が大事であって、これは所管のところとはまた違う観点なのかもしれません。だから、冒頭の陳情者の思いというのは私も非常に理解するところなのです。伝わらなければ広報しているというのはアリバイにしかならないと思うのです。だから、あえてそういう意味ではやらないといけないのかなと。これでもかというぐらいやらなければいけない。

さっき、条例の範囲の中で一生懸命やってきたと伺いましたけれども、教えてほしいのが、その条例に書かれていることで、できること、逆にやってはいけない、できない広報・周知の在り方、これは施設所管のほうですけれども、というのはあるのでしょうか。できない、やっていけないこと。

○小林施設整備課長

先ほどからお話のあります紛争予防条例の所管部署ではないのであれなのですけれども、広報、してはいけないというような、駄目な規定というのは基本的にないと認識しております。

○つる委員

建築課ですよ、それ。

〔「住宅課」と呼ぶ者あり〕

○つる委員

ごめんなさい、紛争予防、住宅課の所管はいらっしゃらないので、大変失礼しましたけれども、今、あえてそうやってご答弁していただきましたけれども、工夫はできるということになってくると思いません。そういう意味では、どこまでやっても周知というのは伝わらないのです。伝わる人と伝わらない人というのは永遠にあると思うのです。これはしょうがないところだと思います。だけれども、できる限りの工夫をしていくという努力は、どこまでも追求する必要性はある。

これは、半永久的にそこにそういう、いろいろな施設とか公園も含めてですけれども、なっていくためには、当然周辺住民の理解だとか区民だとか、また、関係するいろいろな方々に優しく見守っていただく、歓迎していただくという状況、環境をつくっていくには、その非常に丁寧なやり取りというの

が必要なのかなと。

それは所管だけでなく、広報の在り方なので、ここでする申し上げても所管が違うのであれなのですけれども、ただ、陳情者が米印で書いているところに、この陳情者は公園仕様を変えることを広報していないことを問題とされているわけです。

だから、そういったことがちゃんとこういうことになっていく、先ほど来、ご答弁を聞いていると、きちんと広報周知していただいているな、大きな看板を設置していただいて、努力していただいているなど。これは陳情者の思いをきちんと受け止めるような形で品川区がやっていただいているのだなと。

ただ、逆に、何でこういう陳情者の方たちの声が出てきたのかなというところは、やはりそこは考えていかなければいけないところのかなと。伝わっていないのだ、伝わらなかったのだという、この努力の工夫というのは、これは課題としてやっていくことが必要であると思うのです。

先ほど来、安藤委員が自戒だの反省だのとおっしゃっていて、中身を伺っていないからよく分からないのだけれども、児童相談所の建設に関するこの件については全会一致で来ているわけで、当然それは議会だよりも出ているし、また、議会というのは、先ほど松澤委員がおっしゃったように、私たちも地域の声を伺いながら、逆に行政のことを伝えていくという役割を担っているところで考えると、それは各議員、ここにいる委員も含めて、きちんとこういったことをそれぞれの地域の方に伝えていけば、そういう誤解もなかったのだろうと思うのです。それを行政だけに求めるというのはまたいかがなものかなというところは一方である中で、だけど、さっき、条例のことを伺って、いろいろ工夫はできるのだなと思ったのです。

この際だから、陳情者の思いも含めてなのですけれども、やはりここは公園で、お子さんからのご意見も陳情の中にちらほら書いていただいているのですが、子どもの目線だと思うのです。行政目線の周知広報とか看板の掲示ではなく、子どもの目線という視点。やはり公園を利用される方というのは、老若男女たくさんいる中で、子どもたちも、そうなのだ。先ほど来のご答弁の中では、今までと同規模程度の公園がまたできるわけですね。さらにみんなの声を聞いていこうという未来志向な形ではないですか。だったら子どもたちだって、残念というよりも、そうなのだという、その持っていく方なのですよね、きっと。アプローチの仕方というか。

だから、下水道工事が終わる令和6年度まで時間があるので、皆さんの声を伺う方法は今後検討していきますということでもあったわけなので、例えばそういうふうになっていくよと。どこまでそれを言えるか言えないか、また行政の課題でジレンマがあるかもしれないのだけれども、子どもたちが未来志向で、ああ、そうなのだ、僕らは大きくなってここを使わなくなるかもしれないけれども、弟や妹、後輩たちが楽しめるような公園、さっき松澤委員からあったけれども、そういう工夫なのだろうと思うのです。

参考までに、千葉県にある某有名な遊園地で、アトラクションが故障で止まってしまったというときに、その現場のスタッフは、キャラクターの名前を挙げて、何とかと何とかが今遊びに行ってしまうと、お菓子を食べに行ってしまうと、ちょっと今お店がどうこうしていますなんていう表現でやると、子どもたち、大人も含めて、待ってあげようという気持ちになるわけです。だけど、ただいま機械が故障してしまってどうのこうのなんて言われたら、興ざめするわけですね。だから、そういう工夫ということなのだろうとちょっと思ったのです。そういったことで、一定、理解ができる部分も出てくるのだろうなというところ。

だから、そういう意味では、今回の陳情では、そういう説明だとか広報ということのを特に強調していらっしゃる場所であるので、やはりそこはどこまでいっても追求していかなければいけないのではないかなとすごく感じます。

あえて長い質疑にさせていただいてしまいましたけれども、本当に広報という観点についてはきちんとやっていかないと、あらぬ誤解を広げられてしまう可能性もあるし、意図が全然違う形で、何かの違う目的で喧伝されるようなことに使われてしまう場合もあるわけです。

だから、陳情者が誤解されないように、きちんと伝わるような広報・周知の工夫というのはすごく必要なことだと思うので、そういったところをちゃんとやっていかないといけないかなと。また、広報広聴、広聴というのは聴くほうだから所管は違うのだけれども、ただ、現場の所管としては、利用者の方たちの声だとかいうことをきちんと伺いながら、広報広聴の所管にトスをしていくという流れはつくっていただきたいなど、この陳情を拝見にして、そう思いました。

いろいろ申し上げてしまいましたけれども、広報広聴の所管ではないのでご答弁は結構ですので、ぜひ要望として参考にしていただきたいと思います。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○湯澤副委員長

様々ご意見がありましたので、私からも1点だけ。今、つる委員からもご指摘があったとおりで、広報の在り方についてなのですけれども、子供の森公園、検索をすると、どのサイトでも、大体怪獣公園というところで、恐竜を売りにしている。そこから今度、区のホームページに行って検索をすると、私の確認する限りですと、子供の森公園、恐竜が写っていて、恐竜がいるよということをまだうたっている。近隣の人たちにも親しまれているところがあると思いますし、あとはやはり遠方から来る方もいらっしゃる。もう工事が始まっていて、恐竜が使用できない。そういったところで、来たときには大きく看板があったりして、使えませんがいつから工事になるのですよということが分かるかもしれないのですけれども、やはり区としても、例えばホームページ、子供の森公園というのを検索したときに、現在工事中で使用できませんとか恐竜はいませんか、そういったところも、様々な努力はされているのだと思うのですけれども、広報広聴課とぜひ協力をして、さらにできる努力はしていくべきではないかなと思います。これは要望として言っておきたいと思います。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

では、私からも1点だけ。平成30年の建設委員会の議事録を今読み返していたのですけれども、私も委員で、安藤委員も当時の委員でした。そのときに、子供の森公園の中に児童相談所を設置するというような報告があって、私も今質問を読んでいて、こんなことを発言していたのだなと思ったのですけれども、まさに私の地元でありますので、ざっと読むと、怪獣公園という愛称ですけれども、恐竜のオブジェがあって、品川区のシティプロモーションのポスターにもあるという話がありましたが、シンボリックなもので、私も質問で何回か取り上げさせていただきました。

70年代、私も知っている会社なのですけれども、非常に前衛的な設計会社がこれをデザインされたということなのです。非常に前衛的で、当時は本当に革新的なデザインだった。別に滑り台になっているわけでもないし、恐竜で何か遊べるというものではないのに、ああいうぜいたくな空間を使って配置しているところが、逆に非常に魅力になっていて、南品川と北品川の地域の子どもにとっては、

本当に心の原風景の1つになっていますと。

当時の報告の中で、先ほど恐竜についても再配置はやむを得ないだろうという報告がありましたけれども、もしかすると新しいものを配置するかもしれないという答弁がありました。そういったこともぜひ含めて、今後設計を請け負うところに関してはしっかりと説明していただいて、品川の原風景を損なわないように、それでいて魅力的な場所を新たに構築していただければというような意見を述べさせていただきます。

先ほどお話の中で、子どもの意見を聞いてというようなこともあったので、さらにそういったことは当然必要ですけれども、今回の陳情者の方、不思議な魅力がある公園です、私も小さい頃から怪獣公園に行こうと。そういう意味では、本当に「子供の」って不思議ですね。意図して造ったものがヒットするとは限らないし、意図せずして、そういう前衛的な、当時はもしかしたら批判があったかもしれない、何であんな色にしたのだとか何でもっと使える遊具にしなかったのだとか。ただ、やっぱり魅力的で、遠くからいらっしゃる方もいる。

そういう中で、今回こういうご意見が出てくるのも想定はできたと思うのですが、そういう意味で、今後もしっかりと子どもたちの声を聞いていただきたいなど。これは意見として述べさせていただきます。

それでは、よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、意見陳述の取扱いをお諮りします。

令和3年陳情第36号、区立子どもの森公園の工事に関する陳情について、本日この場で意見陳述の申出を受けるか否かについて、お諮りいたします。

ご意見をお願いいたします。

○安藤委員

陳情審査の結論を出す上でも、陳情者の方の意見陳述を聞きたいと思います。

やはり子育てされている当事者の方ですので、意見陳述をするというのはなかなか大変な苦勞の中で、自分の意見をまとめたりとかということもしていますので、ぜひそういう区民の皆さんの、これに限らず、意見陳述したいという、議会に区民の声を述べたいという、そういう思いは極力尊重しなければいけない、そういう議会にならなければいけないと思っていますので、ぜひ意見陳述をお願いしたいと思います。

○あくつ委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

私も、原則的なところで、せつかく陳情を出されたその中で意見陳述したいというお申出があった場合には、議員として陳情の中身をより理解するためにも、意見陳述はぜひやっていただきたいと思えます。ですので、今回も意見陳述を伺いたいと思えます。

○あくつ委員長

ほかにございますか。

○松本委員

申合せのところからきちんと考えるべきで、意見陳述とは、審査上必要があると委員会が決定した場合となっていて、本件に関しては、先ほど6月25日に説明会があって、提出された時点からはいろいろ

ろと動きがあったと思っております。そういう意味では、やはりきちんと意見を聞いた上で考えるべきだと思いますし、何よりも委員会というのは、議会もですけれども、平日に行われる、その中で、仕事をされている方であれば仕事を休まれて、ご家庭がある方であればいろいろとやられていることがある中でいらっしやって、しかも文案も用意されて、その結果、聞かないというのは、開かれた議会というところとは違うかなと思っておりますので、これはきちんとご意見を伺うべきと考えます。

○つる委員

陳情が先月17日に受理されていて、先月24日付でも補足資料ということで私も頂戴しております。陳情のほうも本当にきちんとまとめられていて、補足資料も頂戴して、いろいろな補足、意見としてまとめていただいている、こちらを拝見させていただきました。

本当に資料の中できちんと多様な意見を拝見させていただきましたので、この資料が非常にすばらしいと思いますので、私はこの資料で十分、今の質疑も含めて、いいかなというところで、あえて陳述をいただかなくとも、こちらの資料で非常に理解させていただきました。

○あくつ委員長

ほかにございますか。

○松澤委員

私も再資料、この資料のほかに新しくもらった資料熟読させていただきました。その思いの中で十分伝わったのではないかと、資料を読み込む中で私も十分理解できたと思っておりますので、意見陳述はなしでいいと思います。

○あくつ委員長

それでは、令和3年陳情第36号、区立子どもの森公園の工事に関する陳情についての意見陳述の申出を受けることについて、意見が分かれたので、採決を行いたいと思います。

それでは、意見陳述の申出を受けることに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○あくつ委員長

意見陳述の申出を受けることに賛成が3名、反対が3名です。可否同数であります。

よって、委員会条例第15条の規定により、委員長が裁決いたします。委員長といたしましては、意見陳述の申出を受けることに反対と裁決いたします。

よって、本陳情についての意見陳述の申出は受けないことに決定いたしました。

○安藤委員

今の委員長の決定の理由、委員長がそういうふうに判断した理由を伺いたいのですが。

○あくつ委員長

今までの質疑、今までの皆さんのご意見をお聞きしていて、そういうふうに判断させていただきました。

○安藤委員

それは理由になっていないといいますが、今までの質疑を聞いて、どこをどう判断して、委員長としてあえて意見陳述をやりたいという方の意見陳述を聞かないという判断をしたのかというのを聞いています。

○あくつ委員長

先ほどほかの委員からもありましたとおり、詳細な資料、アンケート等も頂いております。今までの

委員会の審議の、先ほど通例ということを否定される方もいましたけれども、当然この審査に臨むに当たって様々な理由等も見てまいりましたが、必要があるというふうに満たしたときは、それは意見陳述を認めることになっていますが、今回、そういう意味では、詳細な資料の提出をいただいておりますので、また、審議の上で様々な委員のご意見も拝聴いたしましたので、今回は必要ないという判断をさせていただきます。よろしいですか。

では、続けさせていただきます。

令和3年陳情第36号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党からお願いいたします。

○松澤委員

結論を出すで、不採択でお願いいたします。

この陳情の中では、周知・広報をしていただきたいというお話の中で、いろいろ理事者のお話も聞きました。看板の設置、いろいろな周知・広報はしていると思います。ただ、やはりほかの委員からもありましたように、求められる周知・広報の在り方、文教の課ではないのかもしれないですけども、これは課題として必ずいろいろなところから声が上がりますので、子どもたちの話を聞くということも含めて、広報の在り方という部分に対しては強く要望してまいりたいと思います。

○つる委員

本日結論を出すで、態度は不採択でお願いします。

広報とか周知とか、いろいろなものについては、先ほど質疑の中でお伝えをさせていただきました。ぜひ積極的な工夫を、いろいろできる範囲の中でやっていただきたいなところ、これはあります。

ただ、陳情の項目の中で、工事は一旦停止、こういうような記載もございます。これは先ほど委員長からも若干紹介がありましたが、総務委員会で全会一致、本会議でもそうですけれども、松本委員からも指摘がありましたが、全会一致でその建設について進めていくというようなところであったわけでございますので、責任ある採決をした部分として、そうしたところについては、児童相談所の設置に関しての課題を考えると、やはり予定どおり進んでいくことが大事でございますので、そうしたところにおいては非常に難しいところなんです。ただ、しっかりと説明については工夫と努力を惜しみなくやっていただきたいなと思います。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択を主張したいと思います。

児童相談所はもちろん必要な施設で、私たちも議決したわけなんです。賛成したのですが、住民の理解なしにはどんな施設も進められないというのは言うまでもありません。対話は続けるべきだと思います。

子どものための施設を建設するに当たって、子どもにとって大切な施設、特に公園というのを大きく変更、削って建設するということについては、やはり当事者の子どもも含めた十分な意見を聞いて、双方向でやり取りをしながら決定すべきだったと思います。

委員会でも私、そういった観点で、例えば公園利用者への周知という意見は述べてきたつもりなのですが、そうだったとしても、現状を見れば、議会としても今回の一連の経過を真摯に反省して、今後活かすべきだと思います。そういう意味でも採択すべきだと思います。

工事は進んでいるのですけれども、発注者は区なので、きちんと子どもを含めた当事者と対話

を続けて理解を得る努力をすべきだし、そのような中で必要があれば工事を止めることが必要なこともあるかもしれないと思います。

○吉田委員

本日結論を出すで、採択を主張したいと思います。

先ほど意見をいろいろ言いましたけれども、ほかの委員の方のご意見を聞いても、広報というのは、する側もそうだけれども、やはり受け止める側がどう受け止めるかということをもう少し工夫されるべきというのは、一致したご意見なのではないかなと思いました。

そういう意味では、こういう陳情が出たということについて、する側としては一生懸命広報してきたということですし、条例の義務を超えて任意の説明会も開いてきたということですが、その辺がきちんと伝わってなかったということでは、広報のやり方に問題があったのかなと思います。

先ほどから広報というのは広報広聴課の所管ということですが、広報広聴課に聞きますと、所管がホームページの内容とかもきちんとしてくれないと、私たちとしては何ともいうようなことです。だから、やはりそこで連携というのがすごく必要になってくるのかなと思います。そういう意味でも、広報広聴課か所管かなんていう話が出る時点で、課題はあったのかなと思います。

ぜひそういうことも含めて、これについては採択で、きちんと説明を改めてしていただきたいと思います。工事を一旦止めてということについては、生活者ネットワークとしても児童相談所というのはもちろん賛成ですし、ただ、児童相談所を地域からきちんと受入れられる形で開くためにも、こういう手続が必要なのであれば、それは児童相談所のためにもやっていいのではないかなと思います。そういう意味で、採択を主張したいと思います。

○松本委員

本日結論を出すで、私は不採択でお願いいたします。

理由といたしましては、広報の部分については今日いろいろ議論がありました。先ほどつる委員のご発言で、すごく反省しなければならないなと思ったのは、広く周知してくださいという我々委員、議員の言葉というのは、すごく無責任だなと思っています。行政に丸投げをしているのではなく、きちんと具体的にこういうのはどうですかというレベルまで本当は言わなければならないのに、それを広く広くと言って、では全区民ですかという話にもなり得るところで、一方的に広く周知をお願いしますというのはやや無責任と思いますし、この陳情との関係では、第4項、一旦停止というところでございますが、この一旦停止というところは、我々議員は進めるというふうに全会一致でやっているところで、止めるということを採用して、止めてくださいと行政に対して言えるのか。

児童相談所、私もそういう案件を実務の中でやっていますけれども、これは止めるわけにはいかないです。今の児童虐待の問題というのは、どれだけ行政が量と質を増やして進めていくのかということが本当に大事ですので、もちろん今回の陳情者の思いはあるとはいえ、これを停止するという意見を述べるのは、議員として無責任ではないかと私は思いますので、本件については不採択と考えます。

○あくつ委員長

それでは、令和3年陳情第36号につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○あくつ委員長

それでは、令和3年陳情第36号は、結論を出すことに決定いたしました。

先ほどの質疑でそれぞれの方のご意見を伺いましたので、令和3年陳情第36号につきましては、挙手により、採決を行います。

お諮りいたします。

令和3年陳情第36号、区立子どもの森公園の工事に関する陳情を、採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○あくつ委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

施設整備課長・公園課長はご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

3 その他

○あくつ委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で、何かございますか。

ないようですので、以上で、その他を終了します。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会となりますので、よろしく願いいたします。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後 0時31分閉会